

「市民」「議会」「市」それぞれの役割

◆市民の役割

【市民の権利】

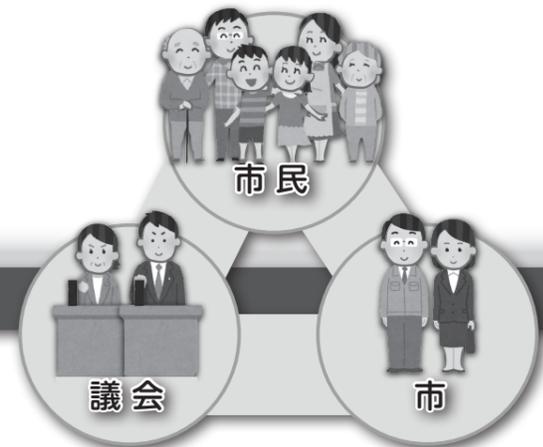
- ①市が保有する情報を知る権利
- ②自治に参加する権利
- ③市の行政サービスを受ける権利

【市民の責務】

- ①主権者として、互いに尊重し、自治に参加すること
- ②参加するときに、自らの発言と行動に責任を持つこと
- ③行政運営と行政サービスに伴う負担を受け持つこと

【コミュニティ（地域共同体）】

- ①市民は、自治の担い手としてコミュニティの役割と責務を認識し、コミュニティを育てるよう努めること
- ②市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重すること



◆議会の役割

【議会の役割・責務】

- ①議決機関として、政策を総合的な視点で審議し、意思決定すること
- ②常に市が市民本位で効率的な市政運営を行っているかを調査し、自らも政策立案などを行い、市民の意思を反映すること
- ③議会活動について市民に分かりやすく説明し、市民・市と連携し、協働により自治の発展と市民の福祉の向上に努めること

【議員の責務】

- ①市民の信託に応え、自己の能力の向上に努め、誠実に職務に取り組むこと
- ②公職選挙法などの法令や「留萌市自治基本条例」の基本原則を守り、政治責任を果たすこと

◆市の役割

【市の責務】

- ①公正で誠実に仕事を進め、内容や進め方を常に見直し、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めること
- ②市民への説明責任を果たし、透明な自治に努めること
- ③常に市民の声に耳を傾け、誠実に対応すること
- ④職員が自ら能力の向上ができるように、その機会をつくるよう努めること

【市長の責務、政治倫理】

- ①市政の代表者として、市民の信託に応え、公正で誠実に職務に取り組み、政治倫理を守り、自治の理念の実現に努めること

【職員の責務】

- ①市民の立場に立ち、全力で職務に取り組むこと
- ②自治の課題に適切に対応するため、常に自己の能力の向上に努めること

留萌市自治基本条例の全文は、市ホームページ (<http://www.e-rumoi.jp/>) でご覧いただけます。

留萌市 政策調整課

検 索

特集



みんなで進める まちづくり

市では、留萌市自治基本条例に基づき、「市民が主役のまちづくり（市民自治）」を推進しています。

問 市・政策調整課 ☎ 42-1809

市民自治の促進へ

「留萌市自治基本条例」は、市民・議会・市がそれぞれ役割と責務を持つてまちづくりを進めるため、平成18年12月に議会で議決され、19年4月1日に施行されました。留萌市自治基本条例では、市民による自治を理想として掲げる「自治の理念」や基本原則「情報共有・市民参加・協働」などを定めています。条例で掲げる「市民が主役のまちづくり（市民自治）」を進めるためには、市民の自治参加が不可欠となります。皆さん一人一人が「市民の権利と責務」などについて理解を深めるとともに、積極的にまちづくりに参加することが大切です。

今後は、「市民が自治に参加する」から「市民が進める自治を行政機関が補う」へと、変化していくことが期待されます。



留萌市自治基本条例

【留萌市自治基本条例の特徴】

- ◎市民による自治を理想とした「自治の理念」を定めています。
- ◎自治の担い手として「市民」「議会」「市」それぞれの役割と責務を定めています。
- ◎基本原則「情報共有・市民参加・協働」を定めています。
- ◎市が仕事を進めるための「都市経営の考え方」を定めています。
- ◎世の中の変化に敏感に対応するため、条例が正しく実施されているかを定期的に確認し、条例を見直すことができるように定めています。



基本原則

情報共有

「市民」「議会」「市」それぞれが自治に関する情報を互いに提供し合いながら、共有します。

市民参加

市民が積極的に、市の仕事の企画立案や実施、評価などにに関わり、意見や考えを明らかにして行動を起こします。

協働

「市民」「議会」「市」それぞれが役割と責任を分担し、互いに対等な立場で連携し、協力して自治を進めます。